

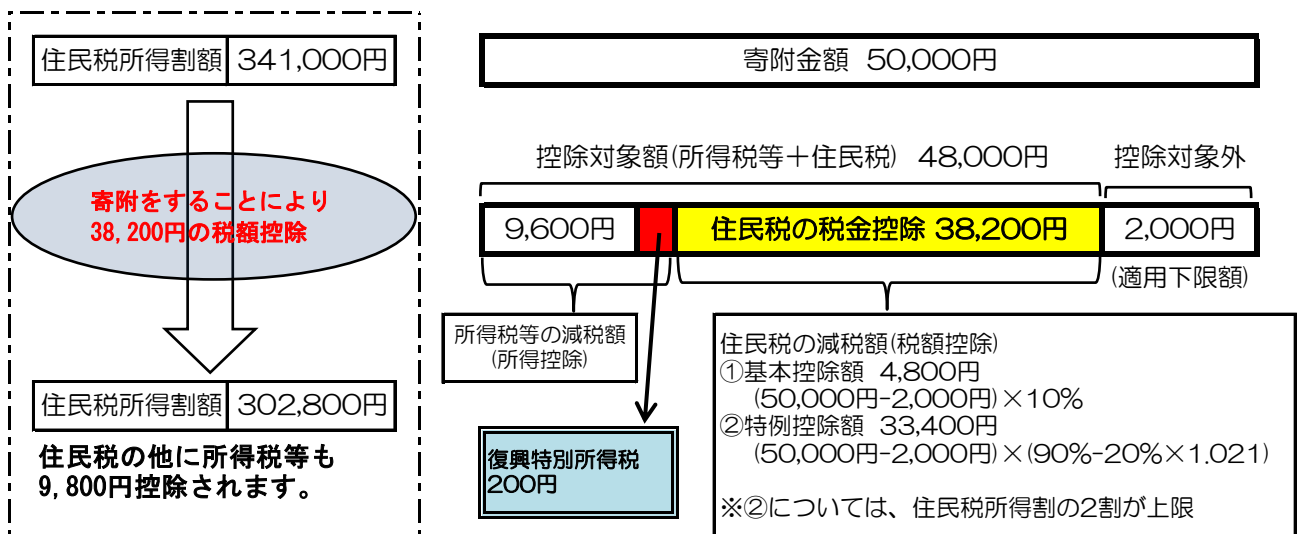
## ☆税額控除等について

- ◆控除対象者  
個人住民税所得割の納税義務のある方
  - ◆寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲  
都道府県または市区町村
  - ◆控除方式  
税額控除方式
  - ◆控除率  
地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除  
〔税額控除の計算式〕  
 (1)と(2)の合計額を税額控除  
 (1) (地方公共団体に対する寄附金-2千円) × 10%  
 (2) (地方公共団体に対する寄附金-2千円) ×  $\frac{(90\% - 0 \sim 40\% \times 1.021)}{[寄附者の所得税率]}$
- ※(2)の額面については、個人住民税所得割額の2割を限度  
 ※復興特別所得税の創設に伴い、平成26年度から平成50年度までの寄附金税額控除の計算に特例が設けられています。詳しくはこちら [国税庁HP](#)
- ◆適用下限額  
2千円

※税額控除イメージ

ふるさと納税額(寄附金額)	
2,000円 (控除対象外)	税額控除対象 (所得税、復興特別所得税、住民税)

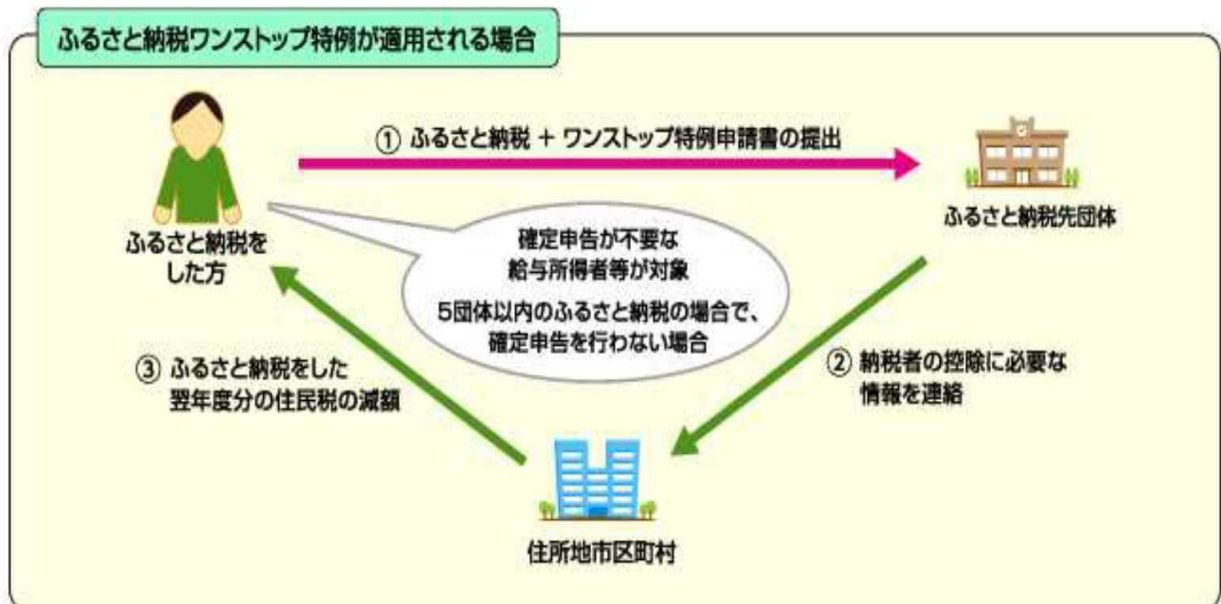
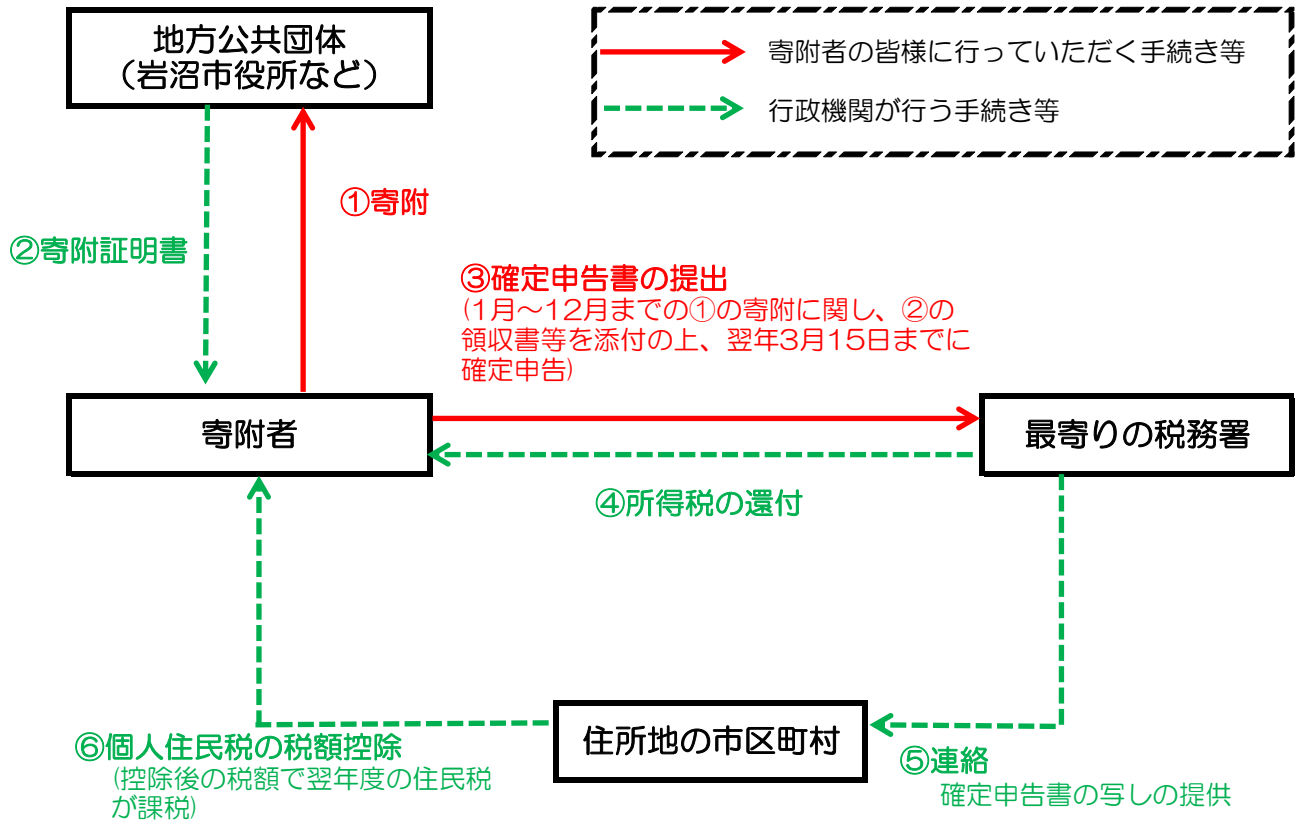
例：夫婦、子供2人の家族構成で給与収入約700万の方が50,000円を寄附された場合  
 (所得税の税率20% ←復興特別所得税2.1%を加算した額、住民税所得割額341,000円と仮定)



※50,000円の寄附により、所得税、復興特別所得税、住民税が、合計で48,000円控除されることとなります。

## ★税額控除等の手続きについて

- 最寄りの税務署で所得税の確定申告をしてください。  
(寄附をしたことを証明する領収書等が必要となります。)
- 確定申告後、所得税等の還付と個人住民税の税額控除が受けられます。



～確定申告が不要な給与所得者・年金所得者の方へ～  
ふるさと納税のワンストップ特例制度について

平成27年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。  
この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者の者の方などが「ふるさと納税」をされた場合に岩沼市を含め、納税(寄附)先が5団体以内で、かつ確定申告を行わない方に限り、申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる制度です。この制度を利用すると、控除される税金が、これまで〔所得税からの還付・住民税からの控除〕だったのが、すべて〔住民税からの控除〕となり、翌年度に住民税から控除されます。

★「ワンストップ特例制度」を利用するための条件（必ず事前にご確認ください）

①確定申告をする必要のない給与所得者等であること

※給与所得のみの方でも、医療費控除のために確定申告が必要な方などは、確定申告で寄附金控除を申請してください。

②平成27年1月1日～3月31日の間に寄附をしていないこと

※平成27年4月以前に寄附をした場合は確定申告が必要になります。

③1年間の寄附先が5自治体以下であること

※1つの自治体に複数回寄附をしても「1自治体」とカウントします。

★申請方法

制度の利用を希望される方は、寄附の申込みをされる際に申請書の送付をお申込みください。

【ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で寄附を申込みされる方】

→ふるさとチョイスの岩沼市の申込みフォームで、ワンストップ特例制度の〔申請書の要望〕にチェックを入れ、性別と生年月日を記入してください。

【岩沼市の「寄附申込書」で寄附を申込みされる方】

→ 寄附申込書の4.寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例制度)で「希望する」にチェックを入れ、性別と生年月日を記入してください。

上記のお申込みと寄附の入金を確認した後、岩沼市から寄附をされた方へ『ワンストップ特例申請書』寄附金受領証明書に同封し送付しますので、必要事項の記入と捺印をしていただき、岩沼市へ返送してください。

岩沼市は、返送いただいた申請書を受付けし、寄附をされた方へ受付書を送付します。  
受付書は、先に送付した寄附金受領証明書とあわせ大切に保管してください。

### ★ご注意いただきたいこと

- ・ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告を行った場合（医療費控除などを含む）や、6自治体以上に寄附を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。
- ・ワンストップ特例の申請内容（住所・氏名など）に変更が生じた場合は、所定の様式により変更手続きが必要となりますので、岩沼市までご連絡ください。

### ★寄附の手続き(申込み方法)

#### 1. インターネット申請

クレジットカード決済、納付書払等による寄附金のお支払が可能です。

ふるさと納税をしてみたいけれど、申込み方法が書類のダウンロードだったりFAXだったり、郵便振替が、面倒だという方におすすめです。

※寄附には、場所・時間を問わず手続きが可能なクレジット決済が大変便利です。

#### 2. 寄附金申込書の提出

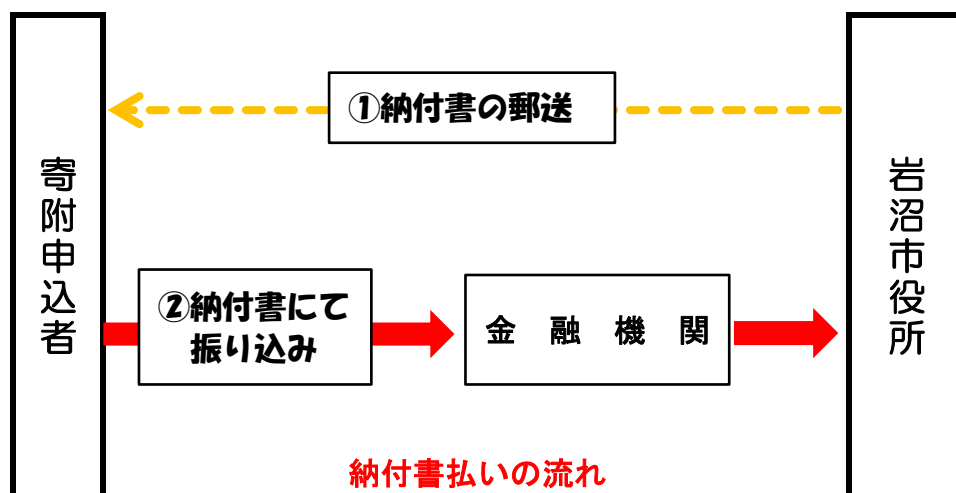
市指定用紙を取得し、必要事項をご記入の上、持参や郵送などで提出していただく方法です。

納付書払・現金書留の直接持参による寄附金のお支払が可能です。

※クレジットカード決済はできません。

#### 納付書払い

- (1) 「ふるさと納税」寄附申込書受領後、岩沼市役所から納付書を送付します。
- (2) 所定の金融機関へ納付書を持参し、お振込みください。



★岩沼市返礼品について

寄附金額が1万円以上2万円未満	➡	3千円程度
寄附金額が2万円以上3万円未満	➡	6千円程度
寄附金額が3万円以上5万円未満	➡	1万円程度
寄附金額が5万円以上10万円未満	➡	1万5千円程度
寄附金額が10万円以上	➡	寄附金額の3割程度以内で 市長が別に定める額